



★ネットで簡単お手续!!
★プレー前日のお申込みもOK!!

ゴルファー保険 インターネット契約サービスのご案内

賠償事故や、ご自身のケガ、ゴルフクラブの破損に、ホールインワン達成！…
いざというときにゴルファー保険がお役に立ちます！！

賠償責任補償



他のプレーヤーにケガをさせてしまったら…

ゴルファー傷害補償



ご自身がケガをしてしまったら…

ゴルフ用品補償



ゴルフクラブをこわしてしまったら…

ホールインワン・アルパトロス費用補償



ホールインワンを達成したら…

★1週間プラン★
もごさいます!!

保険料の払込方法

保険料は便利な
クレジットカード払い！



ご契約プラン

		1年間プラン			1週間プラン
		S3	1A	2A	S1
支払限度額／保険金額	賠償責任補償	5,000万円	1億円	1.2億円	1億円
	ゴルファー傷害補償	320万円	280万円	280万円	700万円
	ゴルフ用品補償	10万円	27万円	29万円	20万円
	ホールインワン・アルパトロス費用補償	10万円	20万円	40万円	15万円
保険料(一時払)		3,000円	6,000円	9,000円	1,000円

※免責金額は0円です。

お申込みはこちらから

このチラシはゴルファー保険の特徴を説明したものです。必ず、「ネットde保険@gorfu」申込画面からお手続いただき、詳細は「重要事項のご説明」またはパンフレット等でご確認ください。

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9 三井住友海上 駿河台ビル
三井住友海上 インターネットデスク 0120-321-476 (無料)
電話受付時間 月~金曜日 9:00~17:00 (除く祝日・年末年始)

取扱代理店

保険金をお支払いする主な場合

賠償責任補償

日本国内外におけるゴルフの練習、競技または指導中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を損壊して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

ゴルファー傷害補償

ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされた場合に保険金をお支払いします。

ゴルフ用品補償

ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難^(注1)およびゴルフクラブの破損・曲損事故^(注2)が起きた場合に、保険金額を限度に修理費等の損害の額をお支払いします。

(注1) 自宅駐車場等、ゴルフ場やゴルフ練習場以外の場所での盗難に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に生じた場合に限り保険金をお支払いします。

(注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。

ホールインワン・アルバトロス費用補償

日本国内のゴルフ場において被保険者が達成した次のホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。

I. 次のア. およびイ. の両方が目撃^(注)したホールインワンまたはアルバトロス

ア. 同伴競技者

イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には次の方をいいます。)

同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレーヤー等

※原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イ. の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。

II. 達成証明資料によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス

なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、

○アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、

○1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は、同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、

○その達成および目撃証明を当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書により証明できるものに限りです。

(注)「目撃」とは、以下の場合をいいます。

ア. ホールインワンの場合

被保険者が第1打で打ったボールがホールに入ったことをその場で確認することをいいます。

イ. アルバトロスの場合

被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホールに入ったことをその場で確認することをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

賠償責任補償

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
 - 戦争、暴動、天災(地震、噴火、洪水、津波など)等に起因する損害賠償責任
 - 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
 - 被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物が損害を受けたことにより、被保険者が貸主に対して負担する損害賠償責任
- 等

ゴルファー傷害補償

- 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
 - 戦争、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
 - 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
 - 頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの
 - 被保険者の入浴中の溺水^(注1)。ただし、入浴中の溺水^(注1)が、当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には保険金をお支払いします。
 - 誤嚥(えん)^(注2)によって生じた肺炎
- 等
- (注1) 水を吸引したことによる窒息をいいます。
(注2) 食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。

上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特別約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されていますので、必ずご確認ください。

ゴルフ用品補償

- 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - 戦争、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
 - 自然の消耗または性質による変質等によって生じた損害
 - ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失
- 等

ホールインワン・アルバトロス費用補償

- 日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス
 - ゴルフ場の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
 - ゴルフ場の使用人^(注)が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- 等

(注) 臨時雇いを含みます。